

“定年後の継続雇用者”

第2回 労働トラブル防止総合講座

主 催：愛知県下各労働基準協会

少子高齢化が進み、労働力の確保と年金問題への対応のため、60歳以上の定年到達者の継続雇用義務が拡大されております。

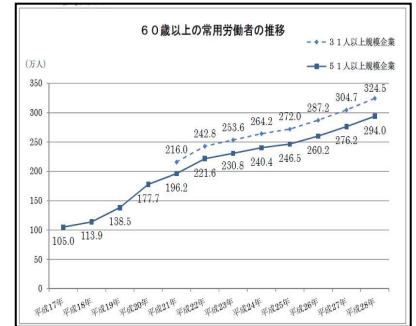
継続雇用者の多くは嘱託等の立場となりますが、労働契約法、パートタイム労働法の規定により、有期労働契約者、短時間労働者であることのみを理由として、労働条件を差別することはできず、「同一労働同一賃金ガイドライン 案」も発表され、同一労働同一賃金の実現は、国の重要な政策課題の一つでもあります。

しかし、定年前後の業務内容が同じであるにも関わらず、賃金が大幅に低下する場合が多く、パートタイム労働者の同一労働同一賃金の原則に反する部分の賃金支払いを命じた判例もあり、定年後の業務内容と労働条件の決定には細心の注意が必要となります。

また、健康、能力、気力等に注意を要する者もあり、安全・健康管理面の安全配慮義務を果たし、適正な労働契約更新を行う必要もあります。

そこで愛知県下各労働基準協会では、定年後の継続雇用者の労務管理上の留意点を学ぶ「労働トラブル防止総合講座」を開催しますので、ぜひともご参加いただきたくご案内申し上げます。

年々増える高齢労働者



資料：厚生労働省「高齢者の雇用状況」（平成28年）

労働トラブルに発展する可能性も…



- 日 時 平成29年8月25日（金） 午後1時30分～午後4時30分
- 会 場 ウィンクあいち（愛知県産業労働センター） 名古屋市中村区名駅4丁目 4-38

戦力にも高コストにもなる“定年後の継続雇用者”

同一労働同一賃金の原則に反しない

労働条件決定と適正な労働契約更新

成田・長谷川法律事務所 愛知労働局紛争調整委員

弁護士 長谷川ふき子氏



●対象 企業経営者、労務人事・安全衛生部門責任者、担当者等（定員150名）

●費用 会員 1回 6,200円（資料代・税を含む）

非会員 1回 8,200円（資料代・税を含む）

3回目以降の内容（開催時刻はいずれも午後1時30分～午後4時30分）

月 日	内 容	講 師
第3回 平成29年 10月16日（月）	2018年問題による“無期労働契約転換者” 同一労働同一賃金の原則に反しない待遇と 適正な労働条件の決定	宮澤俊夫法律事務所 所長 愛知労働局労災法務専門員 元名古屋法務局訟務部付検事 弁護士 宮澤 俊夫氏
第4回 平成29年 12月8日（金）	ストレス社会で増加する“メンタル不調者” 安全配慮義務違反を問われない 適正な就業管理と職場復帰への手順	森法律事務所 所長 元三重県労働委員会公益委員 元愛知県男女共同参画審議会委員 弁護士 森 美穂氏
第5回 平成30年 2月28日（水）	社会問題となる“長時間勤務労働者” 安全配慮義務違反を問われない就業管理と 規則遵守による労働時間削減対策	庄司法律事務所 所長 元愛知労働局紛争調整委員 弁護士 庄司 俊哉氏

申込要領

申込書を各労働基準協会へファックスのうえ、開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込ください。
実施機関より受講票を初回受講日の7日前までにお送りいたします。

名 称	所 在 地	電話番号	FAX番号
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港栄1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130
岡崎労働基準協会	〒444-0834 岡崎市柱町上荒子30-2	(0564)52-3692	(0564)54-0739
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26	(0567)26-4603	(0567)28-7390
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244
振込先(実施機関) 一般社団法人 名北労働基準協会	三菱東京UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133 一般社団法人 名北労働基準協会		※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。

会場略図



電車をご利用の場合

(JR・地下鉄・名鉄・近鉄)名古屋駅より
 ◎JR名古屋駅桜通口から ミッドランドスクエア方面 徒歩5分
 ◎ユニモール地下街 5番出口 徒歩2分
 ※名駅地下街サンロードからミッドランドスクエア、マルケイ観光ビル、
 名古屋クロスコートタワーを経由 徒歩8分

お車をご利用の場合

名古屋高速都心環状線「錦橋」出口より約6分
 有料駐車場・収容台数123台・近隣有料駐車場多数あり

労働トラブル防止総合講座 申込書(コピー可)

労働基準協会		平成	年	月	日
事業場名	TEL	()	—		
	FAX	()	—		
事業内容	労働者数				人
所在地	〒				
ご出席者	氏 名	所属部署・職名	受 講 日 (レを付けて下さい)		
	(フリガナ)		<input type="checkbox"/> 8月25日	<input type="checkbox"/> 10月16日	
		男・女	<input type="checkbox"/> 12月 8日	<input type="checkbox"/> 2月28日	
	(フリガナ)		<input type="checkbox"/> 8月25日	<input type="checkbox"/> 10月16日	
	男・女		<input type="checkbox"/> 12月 8日	<input type="checkbox"/> 2月28日	
会費支払時期	月 日	銀行支払	受講票送付先	受講者・担当者(部署名 様)	

会員番号※

※会員番号 名北労働基準協会会員のみご記入ください。(郵送時封筒に記載されている番号です)
 ※出席申込書でご提供いただいた個人情報、今回お申し込みいただいた研修の参加者資料として
 使用し、参加者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。